

# 災害時における協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と（有）忠類運輸（以下「乙」という。）とは、災害時における給水活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の区域において地震等により災害が発生した場合、甲が行う災害時の給水の活動に対し、乙が協力をすることにより、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

## （協力の内容）

第2条 乙は、甲の区域において地震等の災害が発生し、ライフライン（上水道施設）に被害が生じた場合において、甲の協力要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙の業務に支障を来たさない範囲で協力をを行うものとする。

- (1) 給水活動に伴う給水車の派遣協力
- (2) その他乙が可能とする協力

## （経費の負担）

第3条 第2条に規定する協力を行った場合、協力に生じた経費は、乙の負担とする。ただし、長期間にわたるときは、甲乙協議して定めるものとする。

## （防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

## （連絡責任者）

第5条 この協定に関し、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、相互に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

## （有効期間）

第7条 この協定期間は、平成21年2月26日から平成22年2月25日までとする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲または乙から特段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年2月26日

甲 幕別町本町130番地

幕別町長

岡田和



乙 幕別町忠類白銀町213番地7

有限会社 忠類運輸

代表取締役

滝本洋次

